

預金保険法第80条に基づく「業務及び財産
の状況等」に関する報告書

平成14年4月23日

神栄信用金庫

金融整理管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当金庫をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	1
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	2
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	3
(1) 投資有価証券	3
(2) 商品有価証券	3
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	4
6. 関係会社の状況	5
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	5
(6) 責任追及体制の確立	5
2. 具体的施策	5
3. 事業譲渡の見込み	5

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当金庫は、平成14年1月18日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当金庫の財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行ないました。これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法80条に基づく報告の求めに応じ、当金庫の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成14年1月18日に選任された金融整理管財人のもとで直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づき金融整理管財人のもと、現在さらに旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、管理を命ずる処分を受ける状態に至った経緯・原因等につきましては、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当金庫をとりまく経営環境と経営状況

当金庫は、昭和22年10月5日、神戸市内に在住する華僑事業者の経済的相互扶助を目的として設立された任意組合「華僑福利合作社」が前身であります。25年11月29日には信用組合に、また27年6月2日には信用金庫法に基づき「華僑信用金庫」と改組し、さらに53年9月18日には現商号に改称し現在に至っております。

事業地区は神戸市の大半と芦屋市及び西宮市であり、店舗は神戸市中央区内に本店と中央支店を構えております。事業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着による経営を行ってまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

設立以来、国内唯一の華僑系信用金庫として堅実経営に努めてきたものの、華僑社会の世代交代や他金融機関との競合激化により、業容はじり貧で伸び悩み気味でありました。邦人取引の開拓等、現状打開に向けた取組みを模索してきたものの、バブル経済の崩壊により不動産関連融資の不良化が顕れ、加えて平成7年1月の阪神大震災が当庫の事業地区を直撃、その後の景気の長期低迷、地価下落も相まって、貸出金の不良化が進行することとなりました。

このようななかで、平成13年3月期決算においては、不動産業を中心に多額の不良債権の償却・引当を余儀なくされ、創業以来初めての赤字決算(954百万円の当期損失)となりました。この決算時点では若干の資産超過でありましたが、14年9月末に至って自己査定を実施したところ、有価証券の評価損等もあって117百万円の債務超過となりました。

かかる状況を踏まえて、当金庫では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

旧来の仲間うちの取引意識を慮るあまりにコスト感覚を欠いた集金サービスなどの旧態依然とした業務運営態勢からの脱却が進まなかったことやバブル期に大口貸出しに傾斜するあまり、小規模金融機関として生き残りを図るために不可欠な小口優良の取引先確保など地道な取組み努力が今ひとつ徹底できず、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実現出来得なかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

なお、この背景としては、当金庫が戦後発足して以来55年間経過するなかで、主たる事業基盤である在神華僑事業者が世代交代したことやそれぞれの地域社会に根付くこと等により、かつての存在感が薄れていったこともあるものと思われまます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当金庫は、平成13年3月末日を基準日とする当局の検査内容を踏まえ、13年9月末日を基準日とする自己査定を実施したところ、貸倒引当金の増額等によって、117百万円の債務超過に陥ることとなり、自己資本比率は▲3.87%となりました。

(2) 自己資本回復の断念

地域経済の早期回復が見込め難いなかで、現状を打開する有効な施策は見出せず、さらに14年4月以降に実施が予定されるペイオフの凍結解除をも展望すると、このままの状態では事業を継続すれば、預金者、会員をはじめ取引先の皆様に多大な迷惑を与えることとなり、ひいては地域経済とりわけ在神華僑社会の混乱をも惹起しかねないものと当時の経営陣において判断し、預金保険法第74条第5項に基づき、破綻の申し出を行うに至りました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当金庫の与信業務については、主要事業地域である神戸市の不動産関連業、真珠卸売り商等を含む中小零細企業者への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数:2店

(単位:百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	25,933	100	25,647	100	25,398	100	22,285	100	178,403	100
尙中小企業	21,603	83.30	21,906	85.41	21,797	85.82	19,082	85.62	123,818	69.40
尙個人	3,660	14.11	3,406	13.28	3,425	13.48	3,053	13.69	51,414	28.81
尙その他	670	2.58	335	1.30	176	0.69	150	0.67	3,171	1.77

「その他」には地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当金庫の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されております。

<預金残高推移> 店舗数:2店

(単位:百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
預金残高	34,205	100	31,207	100	31,752	100	32,843	100	279,681	100
※個人預金	22,002	64.32	22,466	71.99	22,751	71.65	23,345	71.08	213,557	76.35
※法人個人	6,898	20.16	6,951	22.27	7,186	22.63	7,314	22.26	53,980	19.30
※その他	5,303	15.50	1,790	5.73	1,814	5.71	2,183	6.64	12,142	4.34

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少しました。

<投資有価証券残高推移>

(単位:百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	2,499	4,318	2,318	36
国債・地方債	923	740	929	57
社債	758	435	434	25
株式	269	214	197	▲80
その他	547	2,928	756	38
貸付有価証券	—	—	—	—

(2) 商品有価証券

当金庫は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産(営業用不動産、所有不動産)の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(単位:百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿 取得価格	簿 償 却 価 後
事業用 不動産	4	881	608	▲273	3	1,153	550
所有 不動産	2	405	286	▲119	2	113	32

5. 不良債権の状況

当金庫の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	251	1.06	202	0.91	2,438	1.25
延滞債権	2,219	9.36	1,875	8.41	10,698	5.48
3ヵ月以上延滞債権	19	0.08	-	-	233	0.12
貸出条件緩和債権	2,001	8.44	2,303	10.33	5,016	2.57
合 計	4,493	18.94	4,380	19.65	18,387	9.42

<金融再生法の開示債権>

(単位:百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	金額	債 権 に占め る割合	金額	債 権 に占め る割合	金額	債 権 に占め る割合
破綻更生債権等	1,863	6.55	1,950	7.62	6,822	3.38
危険債権	987	3.47	437	1.71	7,795	3.86
要管理債権	2,001	7.04	2,303	8.99	4,693	2.32
正常債権	23,584	82.94	20,914	81.68	182,736	90.44
合 計	28,438	100.00	25,605	100.00	202,048	100.00

6. 関係会社の状況

関係会社はございません。

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当金庫の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信認を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、不要不急の経費についてその削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当金庫の事業地区において、引き続き中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

平成14年3月20日(水)に日新信用金庫(本店明石市)と事業譲渡契約を締結いたしました。今後、地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。

以上